

令和4年度第3回 子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和4年12月21日（水）午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 曾我部委員 佐藤委員 池田委員 名取委員 大村委員
太田委員 栗栖委員 藤浪委員 大久保委員 福田委員
土屋（早）委員 原嶋委員 青嶋委員 小瀬委員
小陳委員 田中委員 大西委員 中田委員 村田委員

事務局 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課係長 籬野子育て課係長 加藤子育て課主任 佐々木保育課長 正井子ども家庭支援センター長 熊澤子ども家庭支援センター主幹 三輪子ども家庭支援センター課長補佐 小島子ども家庭支援センター副主幹 萩原発達・教育支援課長 吉沢発達・教育支援課長補佐 久保田学校課長

欠席者 土屋（和）委員

傍聴者 なし

（開 会）

会 長

ただいまより、令和4年度第3回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。
本日の委員会の出席状況、会議の傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日は土屋和子委員から欠席の連絡と、池田委員がまだお見えではないため、現在出席人数は18名、過半数を超えていることを報告します。なお、今回2名の委員の方の交代がありましたので、後ほどご紹介します。本日の傍聴の希望はありません。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。

まずは新しい委員の方のご紹介と、本日の会議の説明等を事務局からお願いします。

事務局

令和4年12月より、田原委員に代わって栗栖委員、佐々木委員に代わって福田委員に新たに本会議にご参加いただくこととなりました。

配布資料は、「資料1、子ども・子育て支援会議委員名簿」「資料2、高校生等医療費助成制度について」、「資料3、手をつなごう・こどもまつり当日配布チラシ」、「資料4、令和4年度、養育家庭体験発表会・児童虐待防止月間報告」「資料5、みらいくだより第2号」「資料6、仮称子ども包括支援センターに子育てひろばを設置するためのワークショップの状況」「資料6-2、子どもなんでも相談事業スキーム」「資料7、第6次日野市特別支援教育推進計画案の意見募集について」、「資料8、日野市子ども条例委員会の在り方について」、「資料9、改善勧告に従わない認可保育所の公表について」の10点です。

会 長

では次第1、会長挨拶です。

本年も終わりに近づき、この支援会議も第3回になります。続くコロナ禍でも、委員の皆様に参加いただき会議を進めてきて、来年も引き続き会議を行っていきます。この会議の中心、根底には、子どもの人権というものが常にあります。今、子どもの人権が奪われていたり、認められていない状況が数多くあり、この年の瀬にもクリスマスを味わえない、新年もうまく迎えられない子どもたちと家族がいます。もちろんそんなことは当然視野において皆様は会議で議論されていることは重々承知していますが、そのことをもっと含めて会議で議論し、もっともっと有益で生産的な会議にして行ければと思います。そういう思いを持ちながら今日の会議を行って、そして次回と、回を重ねるごとに日野市の子どもたちのためにということを考えて進めていきたいと、そんな思いを持って進めていきたいと思いますので、どうかご協力をよろしくお願いします。

では次第2、報告事項ですが、一通り説明の後に、質問や意見をいただきたいと思います。

事務局

本日は7件の報告事項を予定していましたが、追加の報告事項として、「資料9、改善勧告に従わない認可保育所の公表について」を配布させていただきました。まずこちらについて、報告をさせていただきます。

事務局

改善勧告に従わない民間保育所の公表について、資料9を基に説明させていただきます。

市は下記の施設に対し、子ども・子育て支援法第14条に基づく実地指導を今年の1月から3月にかけて行ってきました。その結果、改善が不十分ということで設置者に対して同法の39条第1項に基づく改善指導を行いながら、5月に文書指摘を行ったのですがそれでも改善が十分ではないということで、7月に改善勧告を行いました。その勧告にも従わなかったということで、今回、12月16日にそのことを公表させていただきました。対象施設は吹上多摩平保育園、設置者は社会福祉法人吹上会、理事長は吉富和枝様です。

端緒としては先ほどお話ししたように、今年の2月に実地指導という形で入り職員のヒアリングを行う予定でしたが、コロナの影響などもあり、ヒアリング自体は3月にずれ込みました。その中で、複数の職員から職員Aが様々な不適切な保育を行っているということを確認したものです。

公表に至る経緯ですが、2月、3月において確認をし、その後、改善を求めるための文書指摘を行いました。その改善内容が不十分ということで、何度かやりとりを行いました。しかし、それでも改善が見込めないという状況でしたので、7月に勧告を行いました。改めて、勧告に伴う改善報告書が出されてきましたが、その内容を確認する中で、虐待等を否認したり、調査を行うよう話しましたがそうした調査の実施を確認することができませんでした。以上のことから、虐待等における改善対策が講じられていないという判断のもと、公表に至ったものです。

改善勧告の内容ですが、児童に対する虐待の防止等のために、直ちに必要かつ適切な措置を講じること、児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うことという内容で勧告を行いました。

認定した事実としては資料裏面にありますが、言うことを聞かないとして園児の全身を締め付けるような行為や園児を叩くなどの暴力行為、園児を怒鳴りつけるなどの威圧的な言動や園児の心を傷つけるような発言など、また女兒を膝上に乗せて抱きしめるといった行為や女兒に対する過剰・不当な身体接触行為、園児を懲罰と称して部屋に置き去りにし保育を行わないなど園児を放置する行為、こういった行為を確認しています。

また、施設兼理事長は職員の児童に対する有害行為を知りながら、当該職員に対する指導・教育・処分等の措置を適切に講じておらず、また児童虐待の防止等のために必要な体制の整備も行っていないということ、関係者の調査で確認をしています。

市は勧告の中で、当該職員に対する指導の徹底・改善がはかられるまでは担任から外すとか、虐待防止マニュアルを策定して研修を行うとか、保護者への再発防止策の説明を行うなど、具体的な対応方法も事例として示しながら改善を求めてきましたが、そういったことを実施したことが確認できませんでした。

関係機関への相談・報告としては、市は東京都や内閣府等にしっかりと事あるごとに相談し、進めるときには次はこういう形で進めたいということも相談しながら対応してきまし

た。また日野警察署に対しては、これらの行為が犯罪行為にあたるのではないかと相談を行っているながら、情報提供などを必要に応じて行っているところです。

今後の対応ですが、今回勧告の公表を行ったことにより、今後行政処分としての改善命令を行う予定であり、行政手続法に基づいた弁明の機会の付与の通知を出したところです。園児に対しては、これまでも行っている臨床心理士による巡回ケア等が行えるように、現在関係機関と調整を行っているところです。また保護者の皆様に対しては説明会を開催し、保護者の声をしっかり聞かせていただいて、真摯に取り組んでいきたいと考えています。また、説明会をした後、週末も含めて保育課の窓口を開けての対応等を今検討しているところです。

そういった状況の中で、園に対してはしっかりと改善を求め、子どもたちや保護者の皆様にはしっかりと寄り添って対応していかねばいけないということで、今後もしっかりと適切に対応していきたいと考えています。今回 12 月 16 日の公表ということで、事前に次第に項目を入れることができなかつたことをご理解いただければと思います。

事務局

報告事項 1、高校生医療費等助成事業の開始についてご報告します。資料 2 をご覧ください。令和 5 年 4 月 1 日から、東京都の補助制度として、高校生等医療費助成制度が創設されることを受け、日野市でもこれまでの 15 歳までを対象とした子どもの医療費助成に加えて、18 歳までの高校生相当の年齢の方を対象にした医療費助成制度を開始します。乳幼児を「マル乳」、児童を「マル子」と呼んでおり、こちらは「マル青」という通称でスタートします。都の補助基準に準じて所得制限を設け、通院 1 回 200 円を上限とした一部負担金を設置しています。高校生等と「等」を入れていますが、その高校生等の児童が誰からも監護・養育されていない場合には、その児童本人を対象としてその所得で判断をします。高校生相当の対象児童の人数ですが、全体で 5,000 人程度、所得基準内の対象となる児童は約 80%、4,150 人程度と見越しています。

今後の予定ですが、12 月 20 日に対象となる年代の方に通知を発送しました。新高校 1 年生となる年代の現在中学 3 年生のうち、マル子医療証を現在お持ちの方については、制度のご説明と申請は不要ですという通知を送っており、そのまま持ち上がりを予定しています。また、マル子を現在お持ちでない現中学 3 年生と、新しく高校 2 年生、3 年生に相当する年齢の方については、制度の案内と医療証取得に必要な申請書を同封して発送しています。申請が必要な方へは、簡単なフローチャートも入れて、申請の可否の参考にしていただくよう工夫をしています。申請書が届きましたら、申請を随時受け付けていきます。3 月末にはマル青医療証を発送して、4 月 1 日からの制度改正に備える予定です。1 月末までに申請が間に合わなかった場合、4 月 1 日の使用が間に合わないケースもありますので、もし皆様のお近くに対象となりそうな年代の方がいましたら、申請書が届いていたら確認をして、と言っ

ていただけると大変助かります。今後、市のホームページやLINE等で情報提供をして、制度の速やかな開始、滞りのない開始に向けて準備をしていきます。

事務局

報告事項2、2022 手をつなごう・こどもまつり開催についてご報告します。

前回の会議でもまつりの開催についてご紹介しましたが、11月6日の日曜日、手をつなごう・こどもまつりが無事に開催されたことを改めてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。こちらは祭り当日に来場された方たちにお配りしたパンフレットで、会場のマップやステージのスケジュールなどが載っています。

手をつなごう・こどもまつりは、市内の子どもに関わる様々な活動を行う団体が実行委員会として、連携・協同して開催しています。子どもを対象としたイベントでは、市内最大規模となるお祭りです。台風や新型コロナウイルスなどの影響により長らく中止となっていました。台風シーズンを避け雨天でも開催できるよう、開催時期を例年の10月から11月に、会場を日野中央公園から市民の森ふれあいホールおよび仲田の森蚕糸公園に変更し、4年ぶりの開催となりました。

当日は天候にも恵まれ、実に5,000人近い方が来場され、工作やレクリエーション、展示や模擬店等どここのブースも大変な賑わいで、子どもたちのダンスやバンド演奏などのステージも大変盛り上がり、大勢の子どもたちやご家族連れに楽しんでいただけた1日となりました。今年度、参加団体は全部で38団体、半年にわたり7回の実行委員会を開催し、皆さん一丸となって開催のために大変尽力をしていただきました。今回得た成果や反省点を次回に生かし、引き続き様々な団体の皆様と協同・連携して、このこどもまつりを発展させていきたいと考えています。

事務局

報告事項3、令和5年度学童クラブ入所申請状況についてご報告します。

令和4年10月5日から10月31日までの申請期間で、2,285名の申請がありました。令和4年度と比較しますと、84名申請数が増加、約3.8%の増となりました。なお入所通知の発送は、令和5年2月上旬を予定しています。

事務局

報告事項4、令和5年度保育園入園申し込み状況についてご報告します。

現在、1次の申し込みが締め切られており、申し込み件数は1,234件、昨年度の申込件数が1,074件ですので、160件増えた形となっていますが、昨年度の数字は既に取り下げが含

まれた数字となっており、今年度の数字はまだ取り下げの方が全て含まれていないということで、最終的にはもう少し減る予定とはなっていますが、令和4年度よりは増えた状況になっています。年齢別で見ると、0歳で7名、1歳で81名、2歳で32名、3歳で33名、4歳で7名が増加、5歳は昨年度と同様で増加はないという申し込み状況です。

事務局

報告事項5の児童虐待防止強化月間等の取り組みについてご説明します。

資料4をご覧ください。令和4年度養育家庭体験発表会と、児童虐待防止月間の取り組みについてご説明します。児童虐待については、昨年度は1年間で731件でしたが、今年度はもう11月末で既に622件と、残念ながら増加の一途です。しかしながら、市民の方への啓発が進んだというところもあるかなとも思っています、今後も啓発には力を入れていきたいと考えているところです。

内容としては、まず養育家庭体験発表会ですが、都では毎年10月、11月の2ヶ月を里親月間として、養育家庭制度の普及啓発を行っています。市では八王子児童相談所との協同で、毎年10月に養育家庭体験発表会を実施しています。今年度は10月24日に、日野煉瓦ホール小ホールにて里親、元里子さんの体験発表と、明星大学人文学部の川松教授による基調講演を行い、82名のご来場がありました。アンケートでは、実体験と制度の話聞いてよかった、里子の方の特別視しない、という言葉がとても心に残ったなど、前向きなご意見を多数いただいています。

次に児童虐待防止推進月間の取り組みです。厚生労働省が平成16年度より、児童虐待防止に関する法律が施行された11月を児童虐待防止推進月間と位置づけ、社会全般にわたって児童虐待問題に対する深い関心と理解を得られるよう、集中的な広報・啓発活動を実施しています。令和4年度の標語は、「もしかして？ためらわないで！189（いちはやく）」です。日野市の取り組みについてですが、まずは、オレンジリボンの装着です。オレンジリボンは、子どもの虐待のない社会の実現を願う市民運動のシンボルです。日野市では、毎年推進月間中に市各課他関係機関にオレンジリボンを配布していますが、今年度は啓發文書と合わせて合計3,863個を配布しました。次に児童虐待防止講演会ですが、今年度は日本大学危機管理学部の鈴木准教授に、「地域の方で子どもを虐待から守る」と題したご講演をいただきました。鈴木准教授は、野田市小4女児死亡事件の検証委員会で副委員長を務められており、実際の事例を通して児童虐待対応について学ぶという内容で、市民の方、関係機関職員合わせて合計139名と、過去最大人数のご来場がありました。当日の講演内容についてはYouTubeで限定公開しておりますので、よろしければ記載のURLからご覧いただければと思います。児童虐待防止推進期間中は、庁用車へ啓発マグネットシートの装着を行い、広報活動を実施しました。また職員による手作りのパネル展示を市役所1階、市民ホールおよび七生支所展示スペースにて実施し、厚生労働省や東京都作成のポスター等を市内の各

庁舎、学校等に掲示していただきました。市の広報紙等による啓発も行っており、広報ひの11月1日号では特集を掲載しました。その他、市で作っている子育てアプリ「ポケットナビ」および市のLINEでも周知をしました。また、今年度新たな取り組みとして市内小中学校や保育園・幼稚園に対して、虐待に気づくためのチェックリストを配布しました。そして市図書館では、推進期間中に児童虐待や子育てをテーマとした企画展示を行っていただきました。最後に、資料には記載がありませんが昨年度から始めた職員の手作りの児童虐待防止の啓発動画ですが、こちらも市内小学校4年生を対象にして出前授業という形で行っています。昨年度から始めて今年度も順調に進んでいまして、今年度内に全校で実施完了の予定です。

事務局

報告事項6、仮称子ども包括支援センター進捗状況についてご報告します。

資料5、みらいくだよりの下段をご覧ください。令和5年度末のオープンに向けて、みらいくを現在建設中です。子育てひろばのデザイン、内装や遊具の選定など基礎的なことを話し合うため、子育て世代、若者の声を反映するワークショップを今開催しています。

資料6、子育てひろばのワークショップ状況をご覧ください。まずこのワークショップの目的ですが、みらいくの3階に子育てひろばを設置します。子育ての孤立化を防ぐために、乳幼児と保護者が気軽に足を運んでもらえる空間を目指しています。子育て支援の拠点であるみらいくにふさわしい、シンボリックな子育てひろばを設置するための意見をいただくためのワークショップとなっています。ワークショップ構成員ですが、子育てひろばの利用者、児童館の職員、実践女子大学の幼児保育専攻の教授・学生、市の職員など計21名で話し合っています。主なスケジュールとしては、令和5年度中に合計5回のワークショップを開催する予定です。ワークショップで議論した結果を、子育て広場の遊具選定、内装等に反映していきたいと考えています。市民、子育て支援者の声を聞きながら、よりよい子育て広場を目指していきたいと思っています。

資料6-2、子どもなんでも相談事業スキームをご覧ください。みらいくのオープンと同時に、子どもなんでも相談事業をスタートします。子どもなんでも相談は、市内の子ども・子育てに関する相談窓口の中核となり、エール・学校・児童館・保育園・地域の子育てひろばなどと連携して、子ども自身の悩み、子どもの成長や発達、育児・しつけといった子育て全般に関する相談を受け止め、持っている悩みやトラブルの早期発見、未然防止、早期解決、児童虐待への対応とその防止、子育てにおける孤立化の防止、各種子育て支援のワンストップ化を図っていききたいと思っています。市としては、既存の方法では相談窓口まで子どもたちから声が届いてこないのではないか、まずは子ども・保護者が自ら気軽にSOSの兆候を発信できる環境と関係機関とともに支援する仕組みをつくる必要があります。まず、なんでもどこでも気軽に相談できる仕組み、子どもなんでも相談を中核に、各相談窓

口・支援機関が連携する仕組み、そして相談を支援に繋げることを考えています。

相談の手段としては、来所・電話・メール・FAX などに加えて、日野市立の小中学校の子どもは1人1台パソコンからみらいくに相談できるシステムを構築できないか検討しているところです。システム上の課題もありますが、引き続き検討を進めていきたいと考えています。相談は平日の日中、相談員を配置することで対応していきたいと思っています。全ての相談をみらいくで対応することは難しいこともありますので、相談事が解決できるよう関係機関に繋いでいくことも役割と考えています。またエールについては、既にエールのスクールソーシャルワーカーが子ども家庭支援センターに併任辞令が出ていることから業務の連携はできていますが、エールは旭が丘、日野市の西端に位置するため市民の方からすると地理的に不便なことも課題として挙げられています。従って、相談者の希望などに応じてエールの職員がみらいくに出張して、相談を受けるといったような体制も検討しているところです。

最後に、図の真ん中をご覧ください。まだ内容的には詳細は決まっていない状態ですが、子どもなんでも相談を実施していくにあたり子どもオンブズパーソン制度との連携なども、仕組みとして検討していくことが重要だと考えています。引き続き検討を進めていきますので、今後も進捗についてご報告させていただきます。

事務局

報告事項7、第6次日野市特別支援教育推進計画（案）へのご意見募集についてご説明します。資料7をご覧ください。市教育委員会では、第5次日野市特別支援教育推進計画を令和元年度に策定して、令和2年から令和4年度を計画期間で進めてきました。その計画期間が終わることから、第6次の推進計画の策定を本年度進めてきました。今回は令和5年度から9年度までを計画期間とする、第6次日野市特別支援教育推進計画、こちらの策定を進めています。これまで、学識経験者、学校関係者、市民の方、行政機関を委員とした策定委員会を設置して、協議・検討を行ってきました。そこで計画案ができましたので、皆様のご意見をいただきたく、ホームページで公表しています。ご意見の受付方法は12月1日から既に始めており、1月4日まで受付をしています。受付については、郵送、Eメール、FAXなどをお願いしています。この内容については、特別支援学級などの保護者にもこの策定に当ってはアンケートもとらせていただいています。また、ホームアンドスクールでも、この内容についてお知らせさせていただきました。ぜひご意見等をお寄せいただけるとありがたいです。

委員

報告事項6の子ども包括支援センター進捗状況について質問します。資料の子どもなん

でも相談事業スキームに関してですが、まず、この1人1台パソコンから気軽に相談というのは、公立小中学校で子どもに行き渡っている端末のことと考えてよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。それで構築できないか検討していきたいという状況です。

委員

その上で、子どもがこの1人1台パソコンから、おそらく自分に関することを気軽に相談ということになると、情報の秘匿性ということが課題になると思います。例えば、学校の先生から嫌な言動や振る舞いを受けている、あるいは自分の家族や親に関して何か困っているということをこの機関に相談するとき、情報の秘匿性がどの程度守られるか、子どもと相談機関の間で安全なやりとりができるかということが課題になると思われます。この情報の秘匿性ということに関しては、今のところどのようなことを考えているのでしょうか。

事務局

まずシステムのなところのセキュリティ、これはシステム上の中で検討していかなければいけないところだと思っています。もう1つは子どもの、相談があった方の意思などを確認しながら進めていきたいと思っています。信頼関係ができていく中で、それらも開示をしながら関係機関に繋いでいくこともあるかもしれませんし、その意思の中で、いやこれはここだけに相談をしたいですということであれば、その中で解決が図れるように助言をすることで解決の方向に動いていきたいと思っています。そこは守っていききたいと思っています。

委員

報告事項2の2022手をつなごう・こどもまつりの開催についてです。開催場所が市民の森ふれあいホールだったのですが、日野市の中でも立川寄りの端の方での開催ということで、やはり南平とか平山の地域に住んでいる子どもは、このお祭りに行きたくてもちょっと交通手段がなくて行けないし、親が送り迎えすると言っても駐車場も使えないようでしたので、なぜこの端っこの公園を使ったのか、あと今後について、最初のうちは万願寺周辺の公園でやっていたと思うのですが、その後中央公園に移り、だんだん遠くなっているイメージがあるのですが、来年度からはどうなるのか教えてください。

事務局

今年の手をつなごう・こどもまつりを、会場を市民の森ふれあいホールおよび仲田の森蚕糸公園に変更して実施した理由ですが、コロナで続けて中止となる前にも台風や悪天候により当日やむを得ず中止にしたり、近くの七小の体育館を借り規模を大幅に縮小して実施したりといった過去を踏まえて、4年ぶりの今年はなんとしても少なくとも天候による中止だけは避けたいという思いで、室内でも実施が可能なふれあいホールを選んだというのが理由です。

確かに地域によっては非常に行きづらいというご意見もいただいたところではありますが、今年度については今申し上げたような理由で、歴史もあり多くのお子さんが楽しみにしてくださっているこのお祭りをここで引き続き中止にするわけにはいかないという、そういった思いのもとで、ふれあいホールで実施した次第です。

来年度については、今後の実行委員会などで参加団体の方々からご意見をお伺いして、どういう形でやっていくかを検討していきたいと考えています。委員がおっしゃったようなご意見も出てくるかと思しますので、それを踏まえた上で、今後どういう形でこどもまつりを行うことができるのか、これは検討課題と認識をしています。

委員

報告事項5、養育家庭体験発表会と児童虐待防止推進月間についてです。ご報告の中に、令和4年度の虐待防止推進月間標語で、ためらわないで早く通告してくださいという標語を掲げられたということですが、自分の体験の中でちょっとためらってしまうことの理由の1つに、もし違ったらどうしようという気持ちがあり、それでためらってしまうことがあります。もし虐待ではなかった場合、その後はどうなるのかをお伺いしたいと思います。

事務局

「もしかして？ためわないで！189（いちはやく）」というのは、近隣の方が虐待だと思われるような状況、例えば怒鳴り声や泣き声とか叩いたりしているのを見かけたりとか、そういうときに、はっきりそういう場合とそうじゃない場合もあるとは思いますが、ためらわずに通告をしていただきたいということで、対応ダイヤル189番を「いちはやく」と表したものです。虐待というのは、法律上、疑いでも通告していただくことになっています。疑いの段階で通告していただければ、子ども家庭支援センターか児童相談所のどちらかが、一義的には子ども家庭支援センターが対応しているのですが、48時間ルールというルールに基づいて、その児童の安全を確認します。実際にすごい泣き声がするというので私どもが訪問したら、全然虐待ではなかったということもありまして、そういうときは非該当ということになります。訪問された側にとしてみると、疑われたということで驚かれたり傷つけられ

たりという思いをされる方もいらっしゃると思います。しかし法律上こういうことになっていきますので、子どもも訪問したときには断罪するために伺うのではなく、あくまでも虐待の状況を確認して、もし虐待があれば保護者の方にその虐待の状況について、それが例えばしつけでやっていたとしてもそれはプラスにはならない、むしろマイナスになりますという科学的なご説明も含めてして納得いただきます。もし違った場合は、これはあくまでもシステムであり、そうしないと救われるものも救われないことになってしまいますが、違うことが確認できましたということ、きちっとご納得いただけるようにお話をさせていただきますので、特にその後トラブルになっているようなことは基本的にはないと考えています。

委員

改善勧告に従わない認可保育所の公表についてですが、後で質問させていただきたく入園の申し込みのところにも関係してくるのですが、もう既にニュースになっているので市内の人以外でも知る人が多くなっていくかなと思います。当該保育園に通われているお子さんのケアはされているのかがやはり気になるところです。やはり大々的に報道されてしまうと嫌でも目に入ってしまうし、自分が通っている保育園がニュースで出てくれば親もショックですが子どもの方がすごく精神的に傷つくことが多いのではと思います、どのような対応をされているのかお伺いします。

それと、先ほど令和5年度の保育園の入園申し込み状況は既に締め切っているとお話がありました。吹上多摩平保育園に第1希望で出されて取り下げるといったような状況があったのかなということ、また待機児童が出ていますかというのは学童の方もですが教えてください。

事務局

まず、子どもたちへのケアについてですが、資料9の7.今後の対応のところにもありますが、現在エールで年に3回程巡回ケアを行っている臨床心理士の方に、1月から3月の間でさらに子どもたちの様子を見ていただくということを協議しているところです。あとご家庭の中でお子さんの様子がちょっと変わったとか保護者の方が心配なことがあれば、子ども家庭支援センターの協力を得ながら相談を受けていただくとか、あと電話やメールでのご相談を受け付けて回答するとか、そういった対応を行っていきたいと考えています。

当該園に対して第1希望の取り下げがあったのかということですが、当該園につきましては令和5年度の申し込み時点で、まだ保育士の体制がはっきり確定していないということから申し込みの受付を控えてほしいという依頼があり、今回令和5年度募集は全て行っていない状況です。ただ申し込みはできない状況でも希望はできることがありますので、ご

相談が今後出てくるかもしれません。

あと待機児童が出ているかですが、まだ現在入所の調整をしているところでして、最終的に数字が確定するのは来年の5月、6月ぐらいの時期になります。公表、それも都に報告する数字であって、最終的に都で発表するのはもっと後という状況になりますので、速報値として出せるのがそれぐらいの時期になります。今年の5月、6月時点で16名という形で報告をさせていただいていますが、今年度はまだ今の段階でおそらく出ないということは言い切れないと思っていますので、出ることは出る、ただ人数についてはどれぐらい出るのかは現在調整をしているということでご理解いただければと思います。

事務局

学童クラブの待機児童が発生するかというご質問ですが、10月末時点での説明を先ほどさせていただいたのですが、今後も他市から転入してくる方の申請等があります。そういった申請も含めて2月の中旬に通知を発送する予定でして、そこも踏まえたと確実に全ての申請者が入所できるという確約はできませんので、今後の申請状況次第かと考えています。

会 長

では続いて次第の3、審議事項、子ども条例委員会のあり方について、事務局から説明をお願いします。

事務局

審議事項、日野市子ども条例委員会のあり方についてご説明します。資料8をご覧ください。ここで変わられた委員の方もいらっしゃいますので、まずは簡単に説明させていただきます。日野市の子ども条例第20条の子ども条例委員会の設置について、この子ども・子育て支援会議において、様々な立場で子どもに関わっておられる委員の皆様からご意見をいただき整理をしたいと考え、令和3年度より審議を進めているところです。令和3年度については、子ども条例委員会の根拠となる日野市子ども条例および、その元となる子どもの権利について理解を深めてきました。令和3年度は田中先生にご講義いただき、ディスカッションをしながら子どもの権利についての理解を深めてきたところです。令和3年度のまとめとしては、日野市の子ども条例とは、子どもが現実には直面している問題を権利の視点から解決していくためのルールであり、このルールを共有することで、問題を解決していくものである。「解決の手法」として、「個別」に行うものが相談や救済であり、「全体」に行うものが現状の検証・提言を行う「条例委員会」であるということ、共有させていただいたと

ころです。

本日ですが、令和3年度の支援会議が終わってから時間が結構経っていますが、大きな動きとして令和4年6月に子ども基本法が制定され、令和5年4月に施行されます。こちらについてまず説明をさせていただき、次にこの子ども基本法を受けての子ども条例委員会設置の方向性をお示ししたいと思います。そして、その役割である現状の検証に当たっての指標というのをどのように捉えるか、また子ども基本法によっても定められます、子ども施策の策定・評価等に当たって、子どもの意見を反映させるための手法について、皆様にご意見をいただきたいと考えています。また、この解決の手法の両輪である「相談・救済」については、先ほど仮称子ども包括支援センターみらいくの進捗状況でも説明がありました子どもなんでも相談等に関わるところです。こちらについても、今後も検討状況を順次ご報告させていただきたいと思っています。本日はこの「相談・救済」のところはちょっと一旦置いて、子ども条例委員会、現状の検証・提言、特にこの検証というところに着目をしてご意見をいただければと思っています。

この子ども基本法については、様々な報道等で皆様ご存知かと思いますが改めて確認をさせていただきます。子ども基本法は、目的に記載がある通り日本国憲法に基づくことはもちろん、児童の権利に関する条約に基づく初めての包括的な国内法として制定されるものです。1994年に条約を批准してから約30年ということで、ここで包括的な国内法が制定されました。こども基本法の基本理念には、児童の権利に関する条約にうたわれている「差別の禁止」「生きる権利・育つ権利・子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」等があります。この基本理念に基づく子ども施策の推進は、国や地方公共団体の責務とされます。また事業主には必要な雇用環境の整備を、国民には理解と協力を、それぞれ努力義務としています。資料の中に子ども大綱の策定という文言が記載されていますが、この子ども大綱の策定というのは、国が子どもの施策推進に当たって策定するものとされています。最初の子どもの大綱は、令和5年秋に策定をされる予定になっています。この子ども大綱が策定されると、その内容を受けて、都道府県は都道府県子ども計画を、市町村国は大綱と都道府県の計画を受けて市町村子ども計画の作成に努めることになっています。この市町村子ども計画ですが、既に様々な子どもに関する法令がありますが、既にある法令に基づく関連計画と一体のものとして作成できるとされています。

日野市の子ども条例は平成20年7月に施行されて約15年、施行から年月が経過し、子どもたちを取り巻く状況や社会情勢等も変化しており、令和5年4月には国の子ども基本法が施行されます。日野市子ども条例の目的は、子どもの権利の尊重・保障・擁護であり、子どもの幸福の実現を目指し子どもが健全に育つことができる環境づくりを推進するために、令和6年4月を目途に日野市子ども条例委員会の設置をしていきたいと考えています。令和6年4月というのは、子ども大綱が国から示され、(仮称)子ども包括支援センターみらいくの設置の時期を想定したものです。こちらを目途に設置の準備をしたいと考えています。

今後の調整ですが、先ほど市町村子ども計画を作成することの努力義務について触れましたが、この子ども・子育て支援会議において策定・検証いただいている、子ども・子育て支援法および次世代育成支援対策推進法に基づく「新！ひのっこすくすくプラン」ですが、こちらも今後市町村子ども計画と一体のものとして作成できるとされている関連計画の1つです。この辺り、国の子ども大綱の策定等を受けて市町村子ども計画をどのように仕立てていくのか、計画の策定や検証の期間をどのように整理していくのかというのが、また新たな課題となっています。子ども家庭庁は令和5年4月からのため現在は内閣官房子ども家庭庁設立準備室というところが当たっていますが、そちらについても令和5年秋の子ども大綱策定に合わせて、この辺りを検討されているということです。私どもも、この辺りの情報を収集しながら、調整をしてみたいと思っています。この辺りはまだ不透明なところがあり、きれいにお示しできないところではありますが、今後の調整事項として考えているところです。子ども基本法について、大変駆け足でしたがこのようなものが制定され、これから施行されていくという流れと、それを受けて日野市子ども条例委員会の設置をしていきたいという考えについて説明させていただきました。

子ども条例委員会の役割である現状の検証に当たって、どのような指標が適切なのかということについて、また子ども政策の策定・評価に当たって子どもの意見を反映させるという重要なミッションがありますが、その手法について少し説明させていただいたうえで、様々な立場で子どもに関わっておられる委員の皆様にも、この子ども・子育て支援会議でご意見をいただければと思います。先ほど、子ども大綱のところでも説明した通り、まだ不透明なこともあり、ご意見をいただきながら、どのような形が望ましいのか積み上げていきたいと思っています。決め打ちしたものがあまりなくて、茫漠とした形で申し訳ありませんが、このような状態でぜひ皆さんにご意見をいただければと思っています。

ではまず、検証の指標についてです。資料7頁に、検証の指標として考えられる4点を記載しています。子どもの権利の視点から、この子どもの権利侵害の状況と対応、相談体制、救済体制の状況、子どもの意見表明の機会や場の確保状況、子どもの権利、この場合は日野市子ども条例の周知や啓発状況、この辺りに着目したいと考えているところです。一方で、どのような指標を設定することが適切なのか、この現状の検証に当たって非常に大きな問題にもなりますので、ぜひ皆さんにもご意見をいただきたく、参考として3つの例を添付しています。

資料8頁、こちらは国際的なNGOキッズライツ財団というところが、世界の国々を対象にした評価をする際の国際的な指標です。ものすごく大きな話ですが、5つの領域、20の指標というものを掲げて、毎年国々を評価しているものです。5つの大きな領域として、「生命の権利」「健康」「教育」「保護」そして「子どもの権利のための環境の有効化」が挙げられ、最初の4つはユニセフによる定量的データを使用し、子どもの権利のための環境の有効化については、それぞれの各国の状況を見て指標にしているものです。ちなみに最新情報では、156カ国ぐらいの中で日本は21位と出ていました。

資料9頁は、おそらくこのキッズライツインデックスで言う「子どもの権利のための環境の有効化」に着目して日本のユニセフ協会が子どもにやさしい街づくり事業というものを実施しており、こちらで使っている指標です。こちらは地方自治体が子どもの権利条約に明記された子どもの権利を実現する取り組みとして行われており、日本でも令和3年6月に正式に事業が開始され、現在5つの自治体に取り組んでいます。5つの自治体ですが、東京町田市、北海道のニセコ市、安平町、宮城県の富谷市、奈良県の奈良市になりますが、近隣の町田市の例を参考に載せています。構成要素10項目、これをさらに細分化して指標を設定してチェックリストにしているのですが、町田市の事例として、10項目それぞれをどのような形で評価項目を作っているのか、大きな項目だけですが載せています。ちなみにこの構成要素10項目の1から9はみな同じ項目を使っているのですが、自治体ごとの特性がやはりあるだろうということで、10項目目はそれぞれの自治体が自分たちで選んで設定をしているということです。町田市では、屋内や屋外で子どもが自ら自由に遊び、過ごせる居場所作りの推進という項目を選んでおり、他の自治体はまた独自のものを選んでいきます。

資料10頁は、人権や子どもの権利についての先進自治体である川崎市の第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画から抜粋させていただきました。川崎市では、行動計画における成果指標というのを設定しています。こちらについても、子どもの権利というものに重点を置いた形での項目、5つの施策の方向、目標値とそれを達成できたかどうかという成果指標を設定していました。また報告書などから、川崎市ではこの数値だけではなく子どもとの対話も非常に丁寧に行われているということがわかりますので、あわせての検証という形を採られているのかなと思われる。国際的な大きな話から、ちょっと絞ったところまで様々なやり方があるということで、参考例として資料に記載させていただきました。どれが正解という、この中から選択するわけではないのですが、日野市の状況を検証するにあたって、どのような指標を作っていくのが望ましいのか、ぜひご意見をいただければと思います。

また検証の指標と合わせて、どのように検証していくかという手法についても大事なことだと思っています。令和3年度の子ども・子育て支援会議でも様々なテーマでご意見をいただいた中で、既に市がいろんなアンケートをやっているんで、そういったものから分析してはどうかというご意見もいただきましたし、既に「新！ひのっ子すくすくプラン」がありますので、この中で検証の指標に関わる事業を選定して評価するというやり方もあろうかと思っています。他の自治体でも、そのようなやり方をしているところがありました。この辺りは子ども大綱に基づいての市町村子ども計画のあり方にもちょっと関わってきますので、今後どのように取り組んでいくのか、調整が必要な課題の1つと思っています。また、何よりも子どもの意見の聴取、これが欠かせないというテーマになりますので、この子どもの意見の聴取を、どんな形でどんな方法でどんな場で行っていくのが望ましいのか、この辺りについても、ぜひ皆様のご意見を聞かせていただければと思っています。なお、子ども基本法の第11条にあります、子ども施策についての評価にあたっては、子どもの意見の反映、聴取というのが義務付けをされるということです。

これについては国も力を入れていまして、子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスのあり方に関する検討委員会が立ち上がっており、子どもの意見を聞くというのはどういった形が望ましいのかということが検討されています。随時ホームページ等にも議事録等がアップされ、年度末には報告書が出るそうです。国がどうしたら子どもの意見を聞けるのかということに着目した研究ではありますが、地方自治体でもぜひ参考にしてくださいという形で報告書が出ると聞いていますので、注目をしているところです。

駆け足でのご説明となりましたが、子ども条例委員会の設置を考えているということ、またその役割であるところの検証の指標と、それから何よりもその検証方法の中でも子どもの意見の聴取、ここに本日は着目をして皆様にご意見をいただければと思います。

会 長

今いろいろとご説明いただいた中で、どこからでも構わないのでご質問・ご意見をいただきたいと思います。

委 員

私自身、中学生、小学生、保育園生の4人を育てています。まず意見の聞き取りについてですが、子どもでくくらない方がいいかなという印象はあります。中高生は多分SNSで集めるのが一番早い、中高生はSNSを使ってQRコードを貼っておけば出してくると思います。ただ中学生は学校に携帯端末を持って行けないので、なかなか難しいところがあり、持っていない子も多いです。それに対して小学生は、逆に携帯端末をあまりまだ持たせたくないという保護者が多いので、教育機関、学校や学童、児童館等の協力を得るのが一番早いのかなと思いました。難しいのはそれ以下で、まだ読めないけれど6歳なら6歳なりの、5歳には5歳なりの思いとか意思というものがあるので、それをどうやって拾ってあげるのかというところが大きいのかなと思います。保育園の先生たちにご協力いただいて、もう少し簡単な、こういうことしてもらったら嬉しい、嬉しくない、というような〇×式のアンケート等を定期的にとってみるとか、そういう形で聞いていってあげたらいいのかなというイメージがあります。

それから、子どもたちの意見を取り上げていく中で、八王子だったかと思いますが子ども議会みたいなものを開催しているところも多数あるかと思います。それは意見を取り上げるためのものではなく、以前私が聞いたのは教育的な1つの活動で、議会とか行政、政治とかに興味を持ってほしいということで子ども議会を作って、市長と話をしたり、子どもたちの意見を言ったりという勉強の場としてやっていたのですが、そういうものを勉強を兼ねてではないですが作って、そういうところに小学生が参画していけるようになってくると意識も上がってくるのではないかと思います。

また、大人に比べても子どもは結果を望みます。待てないです。何か出して、OK やバツというのが大好きなので、「検討しておくね」とか「考えておきます」というのだと、なかなか意見を出してこなくなります。言ったことが叶ったとか、こうしてほしいって言ったらそうやってきたというような目に見える実感があることが、子どもたちが意見をしやすい環境作りに繋がるかなと思いますので、ぜひその辺の工夫をしながら作れたらと思います。

会 長

資料 11 頁の検証方法のところ、子どもの意見の聴取という辺りが一番アイデアが出る場所かなと思いますし、他にももちろん大事なのですが一番議論しやすいところだと思います。今、幼児期と小中高と分けてという、かなり具体的なお意見を聞かせていただきました。こういったことに関して、それぞれの現場の体験からもこういうやり方がいいのではないかなというところを出していただいて、そういった意見をたくさん出すことで、何かにとどり着けるのかなという思いもするのですが、他に何かありますでしょうか。

委 員

明確な意見とかはないのですが、同じく子どもの親として、令和 3 年 10 月のアンケート、子どもの生活実態調査集計分析結果というものを前回いただいたときに、ちょうどうちの子が 5 年生で回答する本人でした。親と子どもでそれぞれ回答する、小学校 5 年生も自分で読んで自分の意見で回答する、その回答は親に見せなくていいということで、自分で封をしてそれを提出するという方法でした。それはそれでいいなとは思ったのですが、うちの子は私の目の前で読みながら、これはこうだな、これはこうだなんて言いながら回答を書いていて、その中で好きなものを買ってもらえているかみたいな質問に対して、ロードレースバイクが欲しいのに買ってもらえないから「いいえ」と回答しようとしていて、「それ、いいえって回答するの」って、つい口を挟んでしまいました。子どもの意見って、そのままアンケートで分析するとむちゃくちゃになりかねないのだな、すごく意見の聴取が難しいのだなと感じました。学校でもいじめだとかに関するいろいろなアンケートをとってくれるのですが、うちの子はお兄ちゃんにいじめられるって書くんですよ。それは家庭内で解決しないねと、一応こういう回答があったことをお母さんに報告していいかを先生が子どもに確認してくれて、報告をいただいたのですが、やはり先生など直接関わる人からのアドバイスとか、例えば学校であれば子どもたち同士で話し合いをする中で、勉強を兼ねて意見を出してその結果を先生が報告するだとか、そういった何か若干フィルターも必要ではないかと感じる場所です。やはり低学年は難しいなということはずごく思います。

委員

子どもの意見を聞くということに関して、大人が考えるというのはすごく素晴らしいなと思っています。やっぱり声にならない声ほどきつとそこに問題があるので、それを聞き取る大人の力量がすごく必要です。普段接していない、学校の先生とか親以外の人に言う言葉に結構真実が含まれていることが多いなど、普段接している子どもたちから聞く言葉の中にそういうものが見い出せて、その中から私はどういうふうに受け取ればいいかなと思うことがすごく多いです。自分自身の聞き方というものにもっと専門的なスキルが欲しいなと最近思っているところなので、そういう大人が増えることが実は子どもの声をちゃんと聞くことに繋がるということをすごく実感しています。

なので、大体の傾向を掴み取るのは、アンケートとか大規模な調査が必要なのですが、その1つ1つの声を聞くとか、あと子どもの生活実態調査とかセーフティの貧困対策でやったアンケートでも個別意見としてすごく書いてくださった意見もたくさんあったので、その1つ1つに真摯に答えていくというのが、とても大事だなと思っています。

さきほどの子どもは結果が欲しいという話ですが、やはり自分の意見がちゃんと反映している、こういうふうに言ったことでちゃんと変わったとか、そういう実感が子どもたちに持てるといいなと思っています。それがないと意見を言っただけでスルーされてしまって、子どもはあきらめるのですよね。

この内閣府の準備会の意見反映プロセスのあり方に関する検討委員会の新聞記事が出ていたのですが、そこでもやはり苦悩ということで、小中学生は割と素直に意見を言いますが、高校生になってくるとやはり諦めというか言いたいことはないという回答になってきて、いくら言ってもどうせ変わらないじゃないかといった諦めが入ってくるので、さきほどのお話にあった、ちゃんと変えていく、大人の側が変わっていくということは大事だなと思いました。

委員

質問なのですが、以前この子ども条例を策定するときに、大人会議と子ども会議があったというお話だったと思うのですが、それはどのような形で開催されていたのか、子どもはどのようなふう選ばれて、この条例をつくるための会議を行っていたのか、何かそこにちょっとヒントがあるのではないかなという感じがします。それと、資料10頁に記載された川崎市の例で、「施策の方向4. 子どもの参加」というところで、地域の行事や話し合いに参加したことがないと回答する子どもの割合を、令和4年度までの目標で70.6%⇒60%以下とあるのは、現在70.6%で、それを60%以下にしようということなのですかね。参加したことがないと回答した子どもが70.6%で、残り30%は参加したことがあるということは、私はこれはすごいなと思いました。正直、日野市で30%も子どもが、地域の話し合いに参加しているとは思えなかったもので、何がここに行われているのだろうという単純な疑問です。

事務局

1つめのご質問の、子ども条例を策定するときの大人会議・子ども会議についてですが、率直に言いますと、私どももいなかったときなので正確かどうかは曖昧なところがあるのですが、つい先だって、大人会議に関わった方とお話させていただくことができました。お話によると、子ども会議には、子育て課で現在もやっているジュニアリーダー講習会という事業があるのですが、そのジュニアリーダーたちに声をかけたのではないかということです。つまり公募で集めたというよりは、一定のところに声をかけたのかなと思います。大人会議と子ども会議は、別々にやっていたとお聞きしました。それで子ども会議のメンバーたちに、大人たちと一緒に意見交換の場を持ってもいいか確認をして了解を得て一度一緒に会議をしたというふうに聞きました。参加した方のお話を聞き取ったことですので、もしかしたら正確ではないかもしれませんが、見ず知らずの子どもたちが集まったというよりは、ある一定のところに声をかけたのかなということと、子どもたちと大人たちを合わせるときに、子どもたちの意見を聞いたということが非常に印象に残りました。

2つめのご質問の川崎市のことですが、川崎市のことなので私も詳細なところまでは分かりかねるところですが、報告書等を見ても非常に丁寧に子どもの権利について取り組まれている自治体であることは、皆さんご承知かと思います。その活動の積み重ねが数値の方にも当然出ているのかなと思っています。この数値だけではなく、先ほどのお話にあった声にならない声といいますか、いろんなところに出かけていって対話を重ねているということも報告書に載っていて、とても丁寧にやられているその成果、昨日今日ではなく長いこと取り組まれている成果がやはり出てきているのかなと思います。正直、私たちがめざすにはちょっと高い目標なのですが、実践されている自治体の1つの例として挙げさせていただきました。

委員

子ども会議は、ジュニアリーダーに声をかけたのではないかというお話でしたが、そういうことがこれからもできるようなシステムがあつたらいいのかなと思います。ジュニアリーダーぐらいですと、きっといろいろなお話もできるのかなと思うのですが、小さいお子さんにも寄り添えるぐらいの年代の方が会議として、しっかりと活動される場があるといいのかなと、個人的にはそういうふうに思います。

会長

それぞれの現場で工夫されている、子どもたちから意見を聞いたりアイデアを出してもらう工夫があると思います。そんな工夫をそれぞれ語っていただいてもいいかなと思います。SNSを使ってというのは、匿名性において意見が上がりやすいというものもあるし、権

威者というか評価権を持っている人、小中高で教員が聞き出すとなると、その側では言いにくかったり、いいことを言ってしまう場合もあります。だから具体的に皆様の経験の中で、いろいろ言ってくれるのだけどこっちの顔色を見て逆に気を使って言ってくれるようなことがあれば、ちょっとそれは違うのかな、一番素直に出せるようなやり方というのは何かあるのかなということを話していくと、進んでいくかなと思います。

なかなか結果が結びつかないというのは確かにいろんなことで出てくるとは思うのですが、それを何か工夫によって変えられたらいいかなとは思いますが、どうでしょう。もちろん他の部分においての何かご意見があれば、それもお聞かせいただきたいです。

委員

子どもの意見を収集して、それを政策の決定に生かしていくというときに、その集まった子どもの意見と行政の事務局の方々との間を翻訳する、つまり意見を事務局の方々に伝え、その新しく出てきた政策を子ども向けに翻訳する、そういう間に入る翻訳のような方々が必要なのだらうと思います。というのも、例えばこの資料12頁にあるような対面やオンライン、SNSやWebアンケートといったいろいろな手段を使えば、多分たくさん子どもからの意見が集まると思います。その集まった意見を、この市町村子ども計画の策定や具体的な制度に落とし込んでいくのは事務局が行うのだらうと思いますが、その意見を上げてくれる子どもと実際に制度作りをする方々の間に、普段の年齢とか立場の問題でかなり距離が開きがあるのだらうと思うのです。先ほどから話に出ています、川崎市ですと、子ども会議推進委員会という取り組みをされています。これは子ども会議とは別に、その子ども会議の代表や学校長会の代表等を集めて、子ども会議をサポートするための話し合いというものを行っているのですね。あるいは東京都の中野区の方では、中野区ハイティーン会議という取り組みがあり、中野区に在住・在学している中学生・高校生が区の社会的な課題にアクションを起こして、その取り組んだ結果を発表する。その際に大学生から30代くらいまでの大人がサポーターとして中高生の活動をサポートするというをやっています。

例えば、先ほどご意見にあった声なき声にこそ本当の課題があるのだということや、子どもの意見を聞くというのは、それだけでも1つの大きな専門性があることだと思います。なので、この子どもから子どもの意見を集めて反映するというときに、制度作りを行う事務局との間をつなぐ翻訳をする存在というのが必要になるのだらうと。それが相談役のような立場なのか、あるいは会議体のような立場なのかは、まだ検討が必要なところですが、そういった間を繋ぐ存在というのも、ひとつ必要なことだらうと思います。

委員

今のご意見はとても良いなと思います。確かに聞いていくことを翻訳するとか子ども向

けに崩すというのは、すごく専門的な知識とテクニックが必要になるので、そういう会議体や立場があれば、子どもたちは言いやすくなっていくのかなと思います。

あとは、やはりこれについてもいきなりどんと大きいものにチャレンジするよりは、もっとスモールステップをイメージしていただけたら嬉しいかなと思います。行事にまずは関わる、意見が通った、行事でうまくできたから今度はお祭りを手伝ってみる、うまくいった、今度はちょっとチャレンジするというふうに、子どもたちがスモールステップで進むことで、意見が言えるようになっていきます。大人も聞き取りやすくなっていくし、関係性ができてくるのかなと思うので、いきなり会議を作りましたというよりは、スモールステップでの参画をぜひ検討していただけたらなと思います。

先ほど言ったように、大人の顔色を見て喋る子どもたちはたくさんいて、学校の先生から聞いた話ですが、何か意見ある人って聞いたらいつも活発に喋る子が喋らなかったことがあって、気になって後から子どもに声をかけたそうです。今日どうしたの、言わなかったねと言ったら、先生が何て答えてほしいかわからなかったから喋れなかったと言ったそうです。どう言ったら先生が喜ぶかな、どう言ったら良い評価をもらえるかな、どうやったらお母さんが喜ぶかなと、子どもたちはそういう検討をします。多分小さいときに言われる、相手がどう思うか考えて発言しなさいと言われる一言からのスタートだと思ってはいるのですが、そういうふうに考えて意見を言う子たちが今たくさんいるということを念頭に置いて、大人も接していかなければいけないかなと思っていますので、ぜひご検討ください。

委員

先ほどからいろいろな意見を聞いている中で、意見の収集という中で、子どもに子どもの意見を収集してもらうのはどうかと思いました。例えば、ジュニアリーダーの話は私は初めて聞いたのですが、そのジュニアリーダーの子たちがそれぞれ属している学校などのコミュニティの中で、ジュニアリーダーに意見を集めてもらうのはどうでしょうか。自分が子どもだったとして、子どもが子どもに対する遠慮ってあんまりしないかな、ただ学校の先生や親に対してはちょっといい顔をしたり遠慮して意見を出してしまいがちかなと思うのです。子どもが子どもの意見を収集してもらう、それをジュニアリーダーならできるのかな、そういったやり方で意見を収集するのはどうかと思いました。

事務局

たくさんのご意見、ありがとうございます。乳幼児の辺りは難しいねというお話もありましたので、乳幼児等に関わっておられる方にもご意見をお聞かせいただければと思います。

委員

お話を聞いていて、やはり子どもたちが、ふと言う本音を聞き取るのは普段でもなかなか難しいので、聞き取りするのも、項目や聞き方が難しいなと今感じたところです。でも子どもたちは、例えば保育園でも4、5歳になると結構クラスでも話し合いをして、いろいろな意見を出し合っている程度慣れているので、うまくもっていくと子どもたちの本音が聞けるかなとも感じました。

事務局

地域で活動して、学校でも家庭でもないような場所を知っておられる方にも、ご意見をお聞かせいただければと思います。

委員

現在ひのっちのパートナーをしています。ほっと気を抜いたとき、学校の先生でも保護者の前でもない、ひのっちや児童館の先生方や習い事の先生だとか、お家や学校が全く関係ない人たちといるときに、こどもたちがポロッと自分のことを話すことはあるかなと、パートナーをやっていると思います。まだ子どもが小さかったとき、中央公園で遊んでいると全然知らない小さな子どもが、お母さんはすぐ近くにはいなかったのですが、砂場で遊んでいる子たちを羨ましそうに見てたんですね。だから「一緒に遊ぼう」って声をかけたら、「汚れたらお母さんに怒られるから遊べない」って、お家の人の顔色というのを伺って、でも自分でやりたいけれど我慢して、全然知らない人には言えるっていうことがありました。児童館には優しい先生たちがいるので、児童館なら結構本音を言いやすい場所なのかなとは思っています。

乳幼児、幼児、言葉を発することができる子どもたちも、やはり考えていることはあって、少しずつ喋っている間にちらっと話してくれることがあるので、それをうまく聞き取れたらいいのかなと思います。

委員

子どもの意見の聴取のところで、アンケート、ヒアリング等とありますが、今の小学校の現状をお伝えしておきますと、6月、11月、2月にはふれあい月間ということで、いじめに関するアンケートを行っています。それから12月には教員による体罰についての調査ということでアンケートを行っています。また、このこととはちょっと離れるかもしれませんが、各学校でおそらく12月ぐらいには、学校によっては2回やるところもあるかもしれませんが、学校評価に関わるアンケートを子どもに直接行います。本校で言えば、11月末か

ら12月にかけて、子どもも保護者もそうですけども子ども向けに行っています。それ以外にも、今年で言うと実態調査ということで、10月に5、6年生にアンケートがありました。後は、学校によっては研究等があるとその研究に係るアンケートを年に2回から3回取っているような状況があります。ということで、何か新しいものが入ってアンケートとなると、かなり毎月のように何かアンケートをやっているような状況になってくるので、そこら辺を少し整理した形で実施していけるといいのかなというのがあります。

今回そのいじめや体罰等についても、やはり周りの友達や担任の先生だとか、そこら辺の顔をうかがってということがないように、いろんな配慮もしました。体罰に関して言うと、今月は1、2、3年生については担任でない教員がアンケートを行うという形をとって、4、5、6年生については、今回Googleフォームを使って、タブレットも学校でやらなくてもいいよと家に持ち帰りをしてもらってやりました。そのフォームに関しては、管理職しか見られないという話を子どもたちに伝えたくて、アンケートをしました。その中で、体罰という回答が出てきた子たちには、個別に私の方でも会って話を聞くと、やはり担任のことで言えないことがあったり、そのぐらいのことだったら担任の先生に言ったのって聞くと、言えない、ちょっと受験があって言えないよとか、いろんな関係で言えないという状況もありました。やはりそこら辺を少し配慮しながらやっている状況があるので、そんな方法も取り入れながら、アンケートがあんまり多くならない形で、いろんな形で実施していけるといいのかなと思いました。

委員

私も小・中学校で子どもたち自身に話し合いをしてもらい、子どもの意見をどうやったら出せるようになると思うか子ども自身に意見を聞いてもらいたいなという気持ちはあります。ただ先ほどお話もあつたように、かなり力量のある翻訳する人が必要で、それを学校の先生にできるようになってくださいというのは、ちょっと酷かと思えます。日野市で教職にある先生が、子ども条例をどこまで理解できているのかな、それを子どもにちゃんと説明できて翻訳できるくらいにというのは、全ての先生にとするとすごく大変だと思うので、もし翻訳者を専任で作れるのであれば日野市内の学校を回っていただいて、日野市には子ども条例っていうのがあってね、君たちの権利って何だろうということを伝えるところから、勉強を兼ねて、じゃあ自分たちの意見をどうやったら言えるようになると思うみたいなことができたらいいなと思えます。すごく大変だとは思いますが、希望としてはそういう感じですか。先生の重労働というか、教職員は大変だなという意識が私もあって、これ以上先生にそれを追加するというのは望んでいないのですが、ただ先生が例えば隣のクラスとか別の学年を覗いていく中で、先生自身も学びになるところがあるともっといい場になるかなと、1つのアイデアとして聞いていただければと思います。

会 長

ありがとうございました。これらについては継続審議というのがありますか。それとも、何か結論を見出した方がよろしいですか。

事務局

たくさんのご意見ありがとうございます。先ほどご紹介させていただいたように、国の方の検討委員会なども年度末に報告書が出ると聞いておりますので、その内容にも注目はしているところなのですが、やはり身近なところでの具体的な事例というのは本当に参考になりますし、日野市ならではのやり方というのものもあるかとは思っていますので、皆様のご意見は継続的に聞かせていただきたいと思います。

次回、第4回会議のときに、お時間がありましたら、今日は資料を突然ふってしまったものですから考える時間もなかったかと思っておりますので、継続してお話を聞かせていただければと思います。どうぞいろんな事例を持ち寄っていただければと思います。

会 長

今説明にありましたように、国の方からも未定の部分もありますし、ただこれは進めていかななくてはいけないことでもありますので、継続審議として、第4回の辺りでまた資料を持ち寄りながらお話できればというふうに思っています。ひとまずこの部分についてはここで終わりにさせていただきます。

続いて次第の4、その他ですが、他になれば、以上で本日の議題は全て終了しました貴重なご意見ありましたので、今後の施策に活かしていただければと思います。最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いいたします。

事務局

次回第4回会議の日程についてご連絡致します。年明け、2月の9日の木曜日、午後6時半より、本日同様505会議室での開催を予定しています。詳細につきましては、次回開催通知にて改めてご案内しますので、よろしく願いいたします。

会 長

では以上をもちまして、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。

(閉 会)